

平成28年 秋の叙勲・表彰

瑞宝双光章(消防功勞)



林 昌一 (東野)

林昌一さんは、昭和43年1月に八雲町消防団に入団以来、平成28年3月に退団されるまで、48年余の永きにわたり、生業である農業を営みながら、消防団員として幾多の火災や各種災害に出動し、果敢な行動力と卓越した指揮能力を発揮し地域防災に尽力されました。

平成24年には消防団長に就任し、豊富な消防経験を基に団員を統率し、火災予防の推進、団員の教育訓練、消防施設等の整備強化に努め、消防団の発展に尽力する等、数々の功績が認められ、今回の受章となりました。

法務大臣表彰

小林信雄 (立岩)

小林信雄さんは、平成9年4月1日保護司に委嘱されて以来、今日まで「社会を明るくする運動」を中心に非行のない明るい地域社会づくりや、罪を犯した人の立ち直りを手助け、更生のために努力してこられました。現在は八雲地区保護司会長として更生保護運動の先頭に立ち活躍中です。これらの活動の功績が認められ法務大臣表彰されました。

総務大臣表彰

林 勝利 (豊河町)

黒田鐵博 (熊石館平町)

おふたりは、昭和50年から通算9回の長きにわたり、国勢調査調査員として尽力され、平成27年に実施された国勢調査においても優秀な調査員として統計行政に貢献されました。この度、これまでの国勢調査員としての功績が認められ、総務大臣表彰されました。

公的年金等を受給 されている方へ マイナンバーが必要です!



公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(※1)であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(※2)が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。

確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。

確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずお願いします。

■ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

■ 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。
 ※2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、下記のとおりです。

【問い合わせ先】
 八雲町税務署 0137-63-2148

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与・パート収入など	給与等の収入金額-給与所得控除 なお、給与等の収入金額が85万円を超える場合は、所得金額は20万円を超えます。
雑所得(公的年金等以外)	個人年金、原稿料など	総収入金額-必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます	株式や出資の配当など	収入金額-株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	(総収入金額-収入を得るために直接要した金額-特別控除額【最高50万円】)×1/2